

コロナ禍による地域経済対策を求める意見書

我が国の農業を取り巻く環境は、TPP11 や日米貿易協定など大型 FTA が相次いで発効され、各協定における輸入農畜産物の関税撤廃・削減が目前に迫ることは、北海道はもちろん全国においても、農業のみならず地域経済への大きな影響が懸念されています。

そうしたなか、1月15日に国内初の新型コロナウイルス感染者が確認され、国内外で人や物の移動制限が措置される状況下でありながらも、感染拡大は今なお爆発的に広がりを見せています。感染拡大による各国での輸出入制限を強める動きから、農畜産物を輸入に依存している我が国では、食糧政策に懸念を抱くこととなり、緊急時に自国の食糧を安定的に確保するという食糧安全保障の重要性がいっそう高まっています。

また、世界中に感染が広がる新型コロナウイルス感染症は、感染リスクが高まる冬の時期を迎え、我が国においても感染は全国的な広がりを見せており、一日あたりの感染者数は日を追うごとに増加し、行動範囲の自粛などを求める機運が高まっています。政府は経済の活性化を図る取り組みと感染防止対策の両立を進めていますが、感染拡大による各種イベント事業の中止や飲食業の利用者の大幅減などにより、地域経済への打撃は深刻化しています。

農業においても、インバウンド需要の落ち込みや、中食・外食産業の低迷によって米や牛肉・乳製品、小麦、小豆、砂糖などの需要が大幅に減少しており、需要喚起と価格の回復対策が急務となっています。特に米においては、新型コロナウイルス等の影響による大幅な消費減少に加え、主産地が豊作基調であることから需給が緩和しており、来年に向けて大規模な減産が求められています。

コロナ禍の終息が見込まれない現状において、特に農業を基幹産業としている北海道では深刻な問題となっており、今後も農畜産物への影響が続くと、農業者の経営困窮や関連企業の縮小・倒産など地域経済にも大きなダメージを与えます。

このため、農業者が次年度以降も安心して営農を継続できるよう、新型コロナウイルス感染症対策の強化を図るとともに、地方自治体へのニーズに即した対策関連予算を十分に確保し、適時対応いただきますよう要望致します。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の拡大が続くと、一層のインバウンド需要の落ち込みや観光事業の低迷、外出自粛など、経済損失が拡大し地域社会全体への影響は必至なことから、地方自治体へのニーズに即した対策関連予算を十

分に確保し、適時対応を図ること。

- 2 新型コロナウイルス感染拡大によって落ち込んでいる農畜産物の需要を喚起する対策を強化し、今後も影響試算と対策を拡充すること。特に、米の需給・価格安定に向けた対策を早期に実施するとともに、来年度に向けた米政策についても、抜本的な見直しを図り、需給調整機能が発揮される仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年12月18日

北海道名寄市議会

内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣 } 宛